

◎政治資金規正法の一部を改正する法

律 (平成一九年二月二八日法律第一三五号)(衆)

一、提案理由(平成一九年二月二〇日・衆議院本会議)

○棚橋泰文君 たいま議題となりました政治資金規正法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、政治団体の支出に係る収支報告の適正の確保及び透明性の向上のため、国会議員または国会議員になろうとする者の関係する政治団体に係る収支報告等に特例を設けるとともに、総務省に政治資金適正化委員会を設置するもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、国会議員関係政治団体に係る領収書等の徴収、収支報告書の記載・提出等の特例制度の創設であります。

国会議員関係政治団体は、すべての支出について領収書等を徴収しなければならないこととしております。また、人件費を除く経費で一件一万円を超える支出について、収支報告書に支出の明細を記載し、領収書等の写しを添付しなければならないこととしております。

政治資金規正法の一部を改正する法律

また、収支報告書の提出に際し、弁護士、公認会計士または税理士から成る登録政治資金監査人の監査を受け、政治資金監査報告書をあわせて提出しなければならないこととしております。

第二に、政治資金適正化委員会の設置についてであります。

総務省に国会の議決により指名された委員五人から成る政治資金適正化委員会を設置し、収支報告書の記載方法に係る基本方針の策定、登録政治資金監査人の登録、研修等の業務を行うものとしております。

第三に、国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示についてであります。

何人も、国会議員関係政治団体について、収支報告書の要旨の公表日から三年間、当該報告書を受理した総務大臣または都道府県の選挙管理委員会に対し、当該報告書に係る人件費を除く支出のうち、一件一万円以下の支出に係る領収書等の写しの開示を請求することができるものとしております。

第四に、収支報告書の写しの交付等についてであります。

何人も、収支報告書の要旨の公表日から三年間、収支報告書の写しの交付を請求することができることとしております。また、総務大臣及び都道府県の選挙管理委員会は、収支報告書にあわせて提出された領収書等の写しを収支報告書の要旨の公表

日から三年間保存しなければならないこととしております。

第五に、施行期日等がありますが、この法律は平成二十年一月一日から施行することとしております。

なお、政治資金適正化委員会の設置及び登録政治資金監査人に関する規定は平成二十年四月一日から、国会議員関係政治団体の届け出に関する規定は平成二十年十月一日から施行し、国会議員関係政治団体の提出する収支報告書の記載事項、政治資金監査の義務づけ及び少額領収書等の写しの開示に関する規定は平成二十一年分の収支報告書及び少額領収書等から適用することとしております。

また、国会議員関係政治団体に係る特例制度の実施後三年を目途に、対象となる政治団体の範囲の拡大等について検討を加えることとしております。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、昨十九日政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、内閣の意見を聴取した後、賛成多数をもって成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長報告(平成一九年二月二日)

○池口修次君　ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国会議員関係政治団体に係る収支報告等について、登録政治資金監査人による政治資金監査の義務付け、支出の明細を記載する金額の引下げ、少額領収書の公開等に関する特例制度を設けるとともに、総務省に政治資金適正化委員会を設置しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長棚橋泰文君から趣旨説明を聴取した後、本改正の意義と政治に対する国民の信頼確保策、収支報告の特例制度の対象を国会議員関係政治団体に限定する理由と拡大の方向性、領収書の公開について一万円を超える支出と一万円以下とで取扱いを異なることとした根拠、政治団体の収支を政治家ごとに連結して公表する必要性、本改正により必要となる人員体制、政治資金監査の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表

して仁比聡平委員より反対の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。